

生存権裁判に あなたのご支援を

みなさん 道内で、生活保護を受けながらくらしている母子家庭の9人のお母さん達が、厚生労働大臣が行った母子加算の縮小・廃止に抗議して、裁判を起しました。私たちは、この勇気あるお母さん達の裁判を勝利させたいと思い、「支援する会」を立ち上げました。

みなさん 憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権を定めています。ところが、母子加算が廃止されると（2009年度予定）、3人家族で、生活保護基準が金額にして月2万3千円前後、率にして約1割が引き下げになります。これは大変なことです。

みなさん 母子家庭のお母さん達は、「食べ盛りの食費は削れません。お風呂の回数を減らしています。」「4人の子供の服はととも買えません。」「子供にガマンを強いている。修学旅行はどうしよう」と悲痛な声を上げています。

みなさん 母子加算廃止は、憲法第25条違反です。あなたのご支援で、裁判を勝利させようではありませんか。

生活保護・母子加算廃止は 憲法第25条違反！



「生存権裁判を支援する北海道の会」に入会してお母さん達を支援しましょう

① 「入会申込用紙」に必要事項をご記入の上、ご提出下さい。

② 会費は、年間1口1,000円です。何口でも拠出することができます。会費納入には、郵便振替をご利用下さい。

〈郵便振替〉 ● 番号 02740-8-60505
● 名称 生存権裁判を支援する北海道の会
会計 細川久美子
● 「支援する会会費」及び「裁判の募金」などとお書き下さい。尚、振替手数料がかかります。尚、振替手数料が3万円未満の場合、120円。申し訳ありませんが、ご入会者ご本人でご負担をお願い致します。

③ 会員には、ニュースをお届けします。あなたのFAX番号やメールアドレスをお教え下さい。

④ 疑問なことやお知りになりたいことは道生連にお問い合わせ下さい。



呼びかけ人・団体

- 青木 紀 (北海道大学教授)
- 安藤 朋美 (司法書士)
- 内田 信也 (弁護士)
- 木下 武徳 (北星学園大学准教授)
- 黒川 一郎 (札幌医科大学名誉教授 (北海道社会保険推進協議会長))
- 嶋田 佳広 (札幌学院大学教授)
- 高崎 裕子 (弁護士 (札幌社会保険推進協議会代表委員))
- 高田 哲 (名寄市立大学教授)
- 細川久美子 (全国生活と健康を守る会連合会副会長)
- 北海道民主医療機関連合会
- 新日本婦人の会北海道本部
- 北海道商工団体連合会
- 北海道労働組合総連合
- 北海道社会保険推進協議会
- 札幌社会保険推進協議会
- 北海道生活と健康を守る会連合会

「生存権裁判を支援する北海道の会」入会申込用紙

加入している組合や団体があればお書き下さい

お名前 _____

住所 _____

TEL _____ FAX _____

Eメール _____

会費 _____ 円 (年間1口1,000円)

原告に対する激励をお願い致します。

生存権裁判を支援する北海道の会

事務局：北海道生活と健康を守る会連合会 札幌市西区八軒8条東5丁目4-20

TEL(011)736-1722 FAX(011)736-1688 メールdoseiren@joy.ocn.ne.jp

数を減らしています

佐賀 光江さん

(小樽市 39歳 子ども12歳・10歳・7歳)

4月から母子加算の削減による保護費の減額は、冬季加算(11月～3月)の打ち切りに加えて私達の生活を大きく追い込みました。

私の家庭は、中学2年(男子)、小学6年(男子)と小学4年の娘の4人家族です。4人家族のため生活扶助I類の5%カットに加え、母子加算が8,070円も引き下げられたため、この時期灯油も使うし、生活がいつべんに苦しくなり、子供達に習い事すら

させてあげられません。

それに、来年(08年4月)から二男が中学に進学するとともに学費が高くなります。私が、「お金がない!」「大変だ!」と繰り返す言いか長男が「働く」と言い出しています。

私が「中卒だと仕事がないよ」と言うても「なくてもセブイレブとか、安くもある」と言ってきました。そんな言葉にどうしてあげればいいのか分からなくなります。やっぱり高校までは行かせてあげたいけれど、今の状態だとして良いのかわかりません。

特に、今年(2007年)は、灯油が

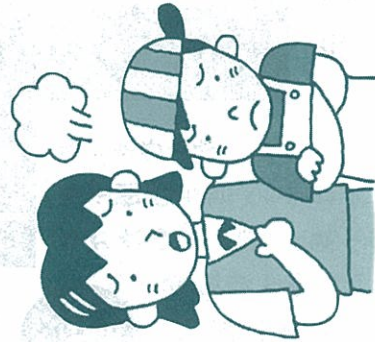
有田 梨菜さん

(札幌市手稲区 21歳 子ども1歳)

私は、子供が生まれてから、夫のDVによりわずか半年で別居。1年で離婚し、一人で育ててきました。元夫は、行方をくらましてしまい、子供の養育費や感謝料などは一切請求できない状態です。パートはみつかったものの、精

神的にもつらい日々が続き、体調も思わしくなく、通院しています。子供が熱を出すたびに仕事を休み、まともに働くことも難しい状況です。このままではいつクビにされるかわかりません。

生活保護を受給していますが、短期といわれ、月日が過ぎる毎に金額も減らされ、いつ突然受給が切られてしまうかわかりません。その上、母子加算



まで削減されてしまったら、これから先どうやって生活の見通しを立てていけるのでしょうか。本当に困ります。働くことも難しい状況です。

成田 純子さん

(北見市 38歳 子ども2歳)

私が離婚したのは、元夫がひとつの会社に長く働かず、私にだまってお金を勝手にやめてしまう事が続いたため、生活が不安定になった事が原因です。

私は1人の子で今は週に1、2回、祖母に娘をあずけて働いていますが(1カ月に21日働いている)、祖母は体が弱いので、長時間、娘を預けて、身体に今

以上負担をかけられませんし、娘に何かあっても心配で、長時間働けません。

別れた元夫は、離婚して1年しかたっていないのに、毎月の養育費の金額を「下げてくれ」と言いたし、不安定な状態で、そのうちどこかへ一人で逃げるのかと心配です。日本では別れた夫に対しての罪がないので、それも納得出来ません。

経済的にも娘の保育所(家から離れた保育所しか空きがなかった)の送迎は、片道、バスを使わず歩いています。お

風呂の回数を減らしています。部屋の電気も、夜は半分消し、台所だけ点けています。

子供は食欲が旺盛で、時々1日4食は食べます。健康に育つてほしいと料理も手を抜かずに食べさせています。今でも生活が大変なのに子供が学校へ行くようになると、もとお金がかかります。母子加算がなくなると生活をしていけません。絶対になくさないでください。

菊地 鞠美さん

(札幌市東区 44歳 子ども15歳)

私は、離婚後子供を育てるために、いろいろな仕事をしてきました。しかし、年齢的なことや、何の資格もないためにパートや派遣の仕事しかありません。月9万円から10万円で社会保険や厚生年金もついていません。現在(17年5月)は、時給700円で老人施設の介護補助をしています。

小学校・中学校と教育費がかなり、

1年前から生活保護を受給しています。今年4月から高校生になりました。私立は経済的に無理だよ、何とか公立にと願っていました。無事公立高校に合格しました。入学準備金3万と授業料5,300円は支給してもらいましたが、教科書代・学校指定の運動靴、ジャージで消えてしまいました。そのほかにも実験用の白衣、電子辞書など6、7万円かかりました。児童扶養手当などをやりくりし賄いました。修学旅行が2年生にありますが、10万円程

かかると言われています。これは保護費から支給されません。母子加算が廃止となり、児童扶養手当も削られ、月15万円あまりの基準では家賃を払い、光熱水費を払い、学校の費用を払うと、毎日の弁当のおかず代や食費をひねり出すのがやつとです。修学旅行の積み立ても危うく、来年旅行を断念させなければと不安です。アルバイト禁止の学校なので、どこまで切りつめればいいのか見当もつきません。せめて、高校卒業まで、母子加算を戻して下さい。

「お風呂の回数」

原告の手記1